

水質汚濁防止に係る届出のしおり

令和6年10月

佐賀県県民環境部有明海再生・環境課

はじめに

本県の公共用水域等に排出される水については、「水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）」及び「佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成14年佐賀県条例第48号）」により、水質汚濁防止の規制を行っています。

このような中、近年の環境問題の多様化等を背景として、基準の遵守の確認等や公害防止対策の適確な実施の必要性から、平成22年5月に「水質汚濁防止法」が一部改正され、①「事故時の措置の対象の拡大」（有害物質、油を含む水以外で排水基準（生活環境項目）に適合しないおそれのある水も追加、新たに指定物質（52種類）を含む有害物質を取り扱う指定施設の規定）②「排出水の汚染状態の測定等の義務化」（測定、結果の記録、記録の3年間の保存、年1回以上の自主測定）、③「排水水等の測定結果の未記録等に関する罰則の創設」について、平成23年4月から施行されています。

また、平成23年6月の改正では、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るため、①「特定施設等の対象施設の拡大」、②「特定施設等の構造等に関する基準遵守義務等」、③「特定施設等の定期点検の義務の創設」について、平成24年6月1日から施行されています。

さらには、平成24年5月に、「水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）」の一部が改正され、有害物質、指定物質及び特定施設の種類の追加されました。

法の改正に伴い、法及び条例に規定されている特定施設等に関する設置届出等の手続きの手引き書として、作成している「水質汚濁防止に係る届出のしおり」の所要の改定を行いました。

構成としては、「水質汚濁防止法編」として、「Ⅰ水質汚濁防止法の概要」により用語の定義や法の概要についての説明から始まり、「Ⅱ特定施設設置等の届出」では、各種届出書の作成方法を解説し、「Ⅲ特定施設」では、業種及び施設名称の一覧表を、「Ⅳ排水基準等」では、排水基準の区分及び有害物質、生活環境に係る排水基準など水質汚濁防止法に係る各種規制基準を列挙しています。

また、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例編」では、水質汚濁に係る対象業種等や届出様式及び排水基準を挙げています。

事業者の皆様におかれましては、本届出のしおりをご活用いただき、公共用水域等の水質保全に十分配慮されるようお願いします。

目次

第1章 水質汚濁防止法編

I 水質汚濁防止法の概要

(1) 目的	2
(2) 定義	2
(3) 事業者の義務	16

II 特定施設設置等の届出

(1) 届出の義務	22
(2) 届出の方法	24
(3) 届出等に係る罰則等	28
(4) 届出様式の記入例	29

III 排水基準等

(1) 排水水質に係る規制	59
(2) 窒素・燐排水基準適用対象湖沼及び海域	65
(3) 上乗せ条例による排水基準	66
(4) 地下水水質に係る規制	69

第2章 佐賀県環境の保全と創造に関する条例編

I 条例規制の概要

(1) 概要	73
(2) 事業者の義務	74

II 特定施設設置等の届出

(1) 届出の義務	75
(2) 届出の方法	76
(3) 届出等に係る罰則等	77

III 排水基準等

(1) 排水水質に係る規制	79
(2) 地下水水質に係る規制	81

<様式集>

水質汚濁防止法関係.....	82
佐賀県環境の保全と創造に関する条例関係.....	103

第 1 章 水質汚濁防止法編

I 水質汚濁防止法の概要

(1) 目的 (第1条)

水質汚濁防止法（昭和45年法律138号。以下「法」という。）は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任を定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。

(2) 定義 (第2条他)

法で使われている主な用語の定義は次のとおりです。

① 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路（終末処理場を設置する下水道は含まない）

② 特定施設

有害物質や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるような汚水又は廃液を排出する施設で水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）で定めるもの（表1-1-1（p.4））

③ 有害物質

人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として令第2条各号で定める物質（表1-1-2（p.12））

④ 生活環境項目

水の汚染状態（熱によるものを含み、有害物質を除く。）を示す項目として令第3条各号で定める項目（表1-1-3（p.13））

⑤ 指定物質

有害物質及び⑦に規定する油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として令第3条の3各号で定めるもの（表1-1-4（p.14））

⑥ 指定施設

有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設

⑦ 貯油施設等

重油その他の令第3条の4で定める油（原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油。以下単に「油」という）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設であって、令第3条の5で定める以下に掲げるもの（特定施設を除く）

（ア）油を貯蔵する貯油施設

（イ）油を含む水を処理する油水分離施設

⑧ 特定事業場

特定施設を設置する工場又は事業場

⑨ 汚水等

特定施設から排出される汚水又は廃液

⑩ 排出水

特定事業場から公共用水域に排出される水（汚水等だけでなく、生活雑排水、冷却水、雨水などをすべての水を含む）

⑪ 有害物質使用特定施設

有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設

⑫ 有害物質使用特定事業場

有害物質使用特定施設を設置する特定事業場

⑬ 特定地下浸透水

有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む）を含むもの

⑭ 有害物質貯蔵指定施設

有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設

⑮ 有害物質貯蔵指定事業場

有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場

⑯ 指定事業場

指定施設を設置する工場又は事業場

⑰ 貯油事業場等

貯油施設等を設置する工場又は事業場

表 1-1-1 水質汚濁防止法に基づく特定施設一覧（令別表第 1）

昭和46年6月24日施行(令和2年12月19日最終改定)

号	業種	施設の名称	追加施行の日
1	鉱業又は水洗炭業	イ 選鉱施設	
		ロ 選炭施設	
		ハ 坑水中和沈でん施設	
		ニ 掘削用の泥水分離施設	
1 - 2	畜産農業又はサービス業	イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	S47.10.1施行
		ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	S47.10.1施行
		ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	S47.10.1施行
2	畜産食料品製造業	イ 原料処理施設	
		ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）	
		ハ 湯煮施設	
3	水産食料品製造業	イ 水産動物原料処理施設	
		ロ 洗浄施設	
		ハ 脱水施設	
		ニ ろ過施設	
		ホ 湯煮施設	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	イ 原料処理施設	
		ロ 洗浄施設	
		ハ 圧搾施設	
		ニ 湯煮施設	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	イ 原料処理施設	
		ロ 洗浄施設	
		ハ 湯煮施設	
		ニ 濃縮施設	
		ホ 精製施設	
		ヘ ろ過施設	
6	小麦粉製造業	洗浄施設	
7	砂糖製造業	イ 原料処理施設	
		ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）	
		ハ ろ過施設	
		ニ 分離施設	
ホ 精製施設			
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう	
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機	
10	飲料製造業	イ 原料処理施設	
		ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）	
		ハ 搾汁施設	
		ニ ろ過施設	
		ホ 湯煮施設	
ヘ 蒸留施設			
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	イ 原料処理施設	
		ロ 洗浄施設	
		ハ 圧搾施設	
		ニ 真空濃縮施設	
ホ 水洗式脱臭施設			
12	動植物油脂製造業	イ 原料処理施設	
		ロ 洗浄施設	
		ハ 圧搾施設	
		ニ 分離施設	

13	イースト製造業	イ 原料処理施設 □ 洗浄施設 ハ 分離施設	
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	イ 原料浸せき施設 □ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗ため及びこれに類する施設	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	イ 原料処理施設 □ ろ過施設 ハ 精製施設	
16	麺類製造業	湯煮施設	
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設	
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設	
18 - 2	冷凍調理食品製造業	イ 原料処理施設 □ 湯煮施設 ハ 洗浄施設	S57.1.1 施行 S57.1.1 施行 S57.1.1 施行
18 - 3	たばこ製造業	イ 水洗式脱臭施設 □ 洗浄施設	S57.1.1 施行 S57.1.1 施行
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	イ まゆ湯煮施設 □ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 へ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	
20	洗毛業	イ 染毛施設 □ 洗化炭施設	
21	化学繊維製造業	イ 湿式紡糸施設 □ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	
21 - 2	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式バーガー	S57.1.1 施行
21 - 3	合板製造業	接着機洗浄施設	S57.1.1 施行
21 - 4	パーティクルボード製造業	イ 湿式バーガー □ 薬液浸透施設	S57.1.1 施行 S57.1.1 施行
22	木材薬品処理業	イ 湿式バーガー □ 薬液浸透施設	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	イ 原料浸せき施設 □ 湿式バーガー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 へ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 又 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	
23 - 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	イ 自動式フィルム現像洗浄施設 □ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	S57.1.1 施行 S57.1.1 施行
24	化学肥料製造業	イ ろ過施設 □ 分離施設 ハ 水洗式破砕施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設	

25	削除		H29.8.16施行
26	無機顔料製造業	イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設	
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設	
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロレンモノマー洗浄施設	
29	コールタール製品製造業	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)	イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設	
31	メタン誘導品製造業	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	
32	有機顔料又は合成染料の製造業	イ ろ過施設 ロ 顔料または染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設	
33	合成樹脂製造業	イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設	
34	合成ゴム製造業	イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	

35	有機ゴム薬品製造業	イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
36	合成洗剤製造業	イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）	イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設	
38	石けん製造業	イ 原料精製施設 ロ 塩析施設	
38 - 2	界面活性剤製造業	反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに関し、洗浄装置を有しないものを除く。）	H24.5.25施行
39	硬化油製造業	イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設	
40	脂肪酸製造業	蒸留施設	
41	香料製造業	イ 洗浄施設 ロ 抽出施設	
42	ゼラチン又はにかわの製造業	イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設	
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設	
44	天然樹脂製品製造業	イ 原料処理施設 ロ 脱水施設	
45	木材化学工業	フルフラール蒸留施設	
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設	
47	医薬品製造業	イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設	
48	火薬製造業	洗浄施設	

49	農薬製造業	混合施設	
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設	
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)	イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	
51 - 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加硫施設	S57.1.1 施行
51 - 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	ラテックス成形型洗浄施設	S57.1.1 施行
52	皮革製造業	イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設	
53	ガラス又はガラス製品の製造業	イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
54	セメント製品製造業	イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)	
55	生コンクリート製造業	パッチャープラント	
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設	
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設	
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	
59	砕石業	イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設	
60	砂利採取業	水洗式分別施設	
61	鉄鋼業	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	
62	非鉄金属製造業	イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	
63 - 2	空きびん卸売業	自動式洗びん施設	S57.1.1 施行
63 - 3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設	H13.7.1 施行
64	ガス供給業又はコークス製造業	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)	

64 - 2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	イ 沈でん施設 ロ ろ過施設	S51.6.1施行 S51.6.1施行
65		酸又はアルカリによる表面処理施設	
66		電気めっき施設	
66 - 2		エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	H24.5.25施行
66 - 3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）	イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	S49.12.1施行 S49.12.1施行 S49.12.1施行 R2.12.19改定（業種）
66 - 4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）	ちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	S63.10.1施行
66 - 5	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	S63.10.1施行
66 - 6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）	ちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	S63.10.1施行
66 - 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）	ちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	S63.10.1施行
66 - 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるもの	ちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	S63.10.1施行
67	洗濯業	洗浄施設	
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	
68 - 2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるもの	イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	S54.5.10施行 S54.5.10施行 S54.5.10施行
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設	
69 - 2	卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	イ 卸売場 ロ 仲卸売場	S51.6.1施行 S51.6.1施行 R2.12.19改定（業種）
70		廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）	
70 - 2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）	洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）	S57.1.1施行 R2.4.1改定

72		し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）	
73		下水道終末処理施設	
74		特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）	

追加施行日の空白は、法施行時（S46.6.24）の特定施設。

表 1-1-2 有害物質の種類（法第 2 条第 2 項第 1 号、令第 2 条各号）

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1・2-ジクロロエタン
14	1・1-ジクロロエチレン
15	1・2-ジクロロエチレン
16	1・1・1-トリクロロエタン
17	1・1・2-トリクロロエタン
18	1・3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	1・4-ジオキサン

表 1-1-3 生活環境項目の種類（法第 2 条第 2 項第 2 号、令第 3 条各号）

1	水素イオン濃度
2	生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
3	浮遊物質
4	ノルマルヘキサン抽出物質含有量
5	フェノール類含有量
6	銅含有量
7	亜鉛含有量
8	溶解性鉄含有量
9	溶解性マンガン含有量
10	クロム含有量
11	大腸菌群数（R7.4.1 以降、大腸菌数）
12	窒素又はりん含有量 （湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として規則第 1 条の 3 で定める場合におけるものに限る。）

表 1-1-4 指定物質の種類（法第 2 条第 4 項、令第 3 条の 3 各号）

番号	物質名
1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	アクリルアミド
10	アクリル酸
11	次亜塩素酸ナトリウム
12	二硫化炭素
13	酢酸エチル
14	メチル-ターシャリー-ブチルエーテル (MTBE)
15	硫酸
16	ホスゲン
17	1,2-ジクロロプロパン
18	クロルスルホン酸
19	塩化チオニル
20	クロロホルム
21	硫酸ジメチル
22	クロルピクリン
23	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (ジクロロボス又は DDVP)
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (オキシデプロホス又は ESP)
25	トルエン
26	エピクロロヒドリン
27	スチレン
28	キシレン
29	パラ-ジクロロベンゼン
30	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル (フェノブカルブ又は BPMC)
31	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド (プロピザミド)
32	テトラクロロイソフタロニトリル (クロロタロニル又は TPN)

33	チオりん酸 0,0-ジメチル-0- (3-メチル-4-ニトロフェニル) (フェニトロチオン又は MEP)
34	チオりん酸 S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル (イプロベンホス又は IBP)
35	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (イソプロチオラン)
36	チオりん酸 0,0-ジエチル-0- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (ダイアジノン)
37	チオりん酸 0,0-ジエチル-0- (5-フェニル-3-イソキサゾリル) (イソキサチオン)
38	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (クロルニトロフェン又は CNP)
39	チオりん酸 0,0-ジエチル-0- (3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (クロルピリホス)
40	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
41	エチル= (Z) -3- [N-ベンジル-N- [[メチル (1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (アラニカルブ)
42	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン (クロルデン)
43	臭素
44	アルミニウム及びその化合物
45	ニッケル及びその化合物
46	モリブデン及びその化合物
47	アンチモン及びその化合物
48	塩素酸及びその塩
49	臭素酸及びその塩
50	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
51	マンガン及びその化合物
52	鉄及びその化合物
53	銅及びその化合物
54	亜鉛及びその化合物
55	フェノール類及びその塩類
56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1 ^{3,7} .1 ^{5,6}] デカン (ヘキサメチレンテトラミン)
57	アニリン
58	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びその塩
59	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (PFOS) 及びその塩
60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

(3) 事業者の義務

特定施設等を設置し、工場・事業場から排水を排出し、又は特定地下浸透水を地下に浸透させる事業者には次の義務が課せられます。

① 特定施設等の設置時等の届出（第5条、第6条、第7条、第10条、第11条）

② 排水基準の遵守（第12条）

特定事業場から排水を公共用水域に放流する場合は、排水基準に適合しない排水を排出してはいけません。なお、本県では、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（以下「上乘せ条例」という）」により、上乘せ基準を設定し、排水規制を実施しています。

③ 特定地下浸透水の浸透の制限（第12条の3）

有害物質使用特定事業場においては、有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透は禁止されています。

④ 特定施設等の構造基準の遵守（第12条の4）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設については、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなくてはなりません。

⑤ 排水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定等（第14条第1項）

排水を排出する者及び特定地下浸透水を浸透させる者は、排水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しなければなりません。

(ア) 測定項目・頻度

特定事業場において、届出様式第1別紙4により排水口毎に届け出られた種類・項目（全ての有害物質又は生活環境に係る項目）については、1年に1回以上の測定が義務付けられています。

ただし、旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場からの排水で一部の項目（砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量）に係るものは3年に1回以上となっています。その他必要に応じて行うこととされているものもあります。

なお、本県では、前記によらず、排水量の規模、季節変動、排水処理施設の管理状態などを考慮して、表 1-1-5 (p.17) に掲げる頻度を目安に定期的に測定されることが望ましいと考えています。

また、有害物質の取り扱いがある事業場については、さらに、測定頻度を多くして有害物質のモニタリングを行うことが望ましいと考えています。

表 1-1-5 排水量の規模に応じた測定頻度の目安（望ましい頻度）

排水量規模（m ³ /日）	測定頻度
20未満	年1回以上
20～50未満	年2回以上
50～250未満	年3回以上
250～500未満	年4回以上
500～1000未満	年6回以上
1000～	月1回以上

（イ）測定の時期

測定しようとする排水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取してください。

（ウ）測定方法

排水については、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）、特定地下浸透水については、環境庁告示第39号（平成元年8月21日）で定める測定方法（以下「検定方法」という）により行ってください。

（エ）測定結果の記録

測定の結果は、下記様式「水質測定記録表」により記録してください。ただし、計量法の登録を受けた者から計量証明書 of 交付を受けた場合は、計量証明書を保存することで水質測定記録表への記載を省略することができます。

様式（第9条関係）

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備 考
	名 称	排水量 (m ³ /日)								

- 備考 1 採水年月日と分析年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

(オ) 記録の保存

上記(エ)の測定結果の記録は、測定に伴い作成したチャートその他の資料又は計量法の登録を受けた者から交付を受けた計量証明書とともに三年間保存してください。

⑥ 排水口の位置等排出方法を適切にすること（第14条第4項）

⑦ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の点検等（第14条第5項）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設については、規則第9条の2の2及び規則第9条の2の3で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければなりません。

⑧ 事故時の措置

(ア) 特定事業場の設置者（第14条の2第1項）

特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくは排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、当該水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急措置を講じなければなりません。

(イ) 指定事業場の設置者（第14条の2第2項）

指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、当該水の排出又は浸透の防止のための応急措置を講じなければなりません。

(ウ) 貯油事業場等の設置者（第14条の2第3項）

貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急措置を講じなければなりません。

⑨ 事故時の措置に係る届出（第14条の2第1項～第3項）

⑧の事故があったときは、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を管轄する保健福祉事務所に届け出なければなりません。（様式例「事故届出書」参照（p. 19～21））

事故届出書

年 月 日

佐賀県知事様

住所
氏名
(法人名・代表者名)

水質汚濁防止法第14条の2第1項（第2項・第3項）の規定により、事故の状況及び講じた措置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
事故発見の端緒		
事 故 状 況	事故発生の施設名	
	事故の発生日時	年 月 日 時 分
	事故の発生場所	
	発生状況・程度 (事故原因等)	① 流出物質の種類 ② 事故原因
	講じた措置（応急措置）	別紙のとおり
事故処理担当部課名 担当責任者氏名 連絡先（夜間連絡方法）TEL		
備考欄		

(別紙)

[事故の状況]

1 流出物質の種類及び量

(1) 有害物質、指定物質等の種類

()

(2) 油の種類

- ① 原油、② 重油、③ 潤滑油、④ 軽油、⑤ 灯油、⑥ 揮発油、⑦ 動植物油、
⑧ その他 ()

(3) 流出量 ()

2 流出先及び流出先での利水状況

(1) 流出先

- ① 河川 ()
② 湖沼 ()
③ 海域 (地先)
④ 地下への浸透 ()
⑤ その他 ()

(2) 利水状況

()

3 事故発生施設からの流出経路

4 公共用水域又は地下水への影響

- ① 被害有 ()
② 被害のおそれ有 ()

5 講じた措置

(1) 措置の開始及び完了年月日

- ① 開始年月日 年 月 日 時 分
- ② 完了年月日 年 月 日 時 分

(2) 措置の内容

- ① 特定施設、指定施設又は貯油施設等への有害物質等の供給停止
- ② オイルフェンスの設置
- ③ オイルマットの敷設
- ④ 油の回収
- ⑤ 土嚢の積み上げ等
- ⑥ 汚染土壌の除去
- ⑦ その他

6 事故再発防止等の必要な措置

(連絡体制、監視の方法、設備の改善等について)

*添付図面

- ① 有害物質、指定物質又は油等の流出経路
 - ア 事業場から公共用水域への流路
 - イ 事業場内における事故発生施設からの流路
(事業場平面図に明示)
- ② 事故発生施設の構造図
- ③ 講じた措置の概要を示す図
- ④ その他

II 特定施設等設置等の届出

(1) 届出の義務

工場又は事業場に特定施設等を設置するときや特定施設等の構造や排水処理の方法等を変更するとき等に、下表に示す各種の届出をしなければなりません。

なお、下水道に接続している事業場であっても、冷却水や雨水等が公共用水域に排出されている場合や有害物質使用特定施設を設置する場合には、特定事業場にあたるため水質汚濁防止法の届出が必要です。

表 1-2-1 特定施設等に関する届出の種類一覧

届出の種類	届出の対象施設	根拠条文	届出事項	届出の時期
設置届	特定施設（有害物質使用特定施設を含む） ● 排水（雨水を含む）を公共用水域に排出する事業場に設置する施設	法第5条 第1項	①氏名、名称、住所、法人にあつては代表者の氏名 ②工場・事業場の名称・所在地 ③特定施設の種類、構造、使用の方法 ④特定施設の設備（有害物質使用の場合に限る） ⑤汚水等の処理の方法 ⑥排出水の汚染状態及び量 ⑦排出水に係る用水及び排水の系統	工事着手予定日の60日前まで
	有害物質使用特定施設 ● 汚水等を地下浸透させるもの	法第5条 第2項	①氏名、名称、住所、法人にあつては代表者の氏名 ②工場・事業場の名称・所在地 ③有害物質使用特定施設の種類、構造、使用の方法 ④汚水等の処理の方法 ⑤特定地下浸透水の浸透の方法 ⑥特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	

	<p>有害物質使用特定施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排水（雨水を含む）の全量を下水道に放流する事業場に設置する施設 <p>有害物質貯蔵特定施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有害物質を含む液状の物を保管する施設 	<p>法第5条 第3項</p>	<p>①氏名、名称、住所、法人にあつては代表者の氏名</p> <p>②工場・事業場の名称・所在地</p> <p>③有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵特定施設の構造、設備、使用の方法</p> <p>④施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統</p>	
使用届	<p>特定施設等が追加指定された場合（既存の施設が特定施設となった場合）</p>	<p>法第6条</p>	<p>設置届と同じ</p>	<p>特定施設となった日から30日以内</p>
構造等変更届	<p>特定施設等の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、用水及び排水の系統を変更する場合</p>	<p>法第7条</p>	<p>設置届と同じ（変更前・後を対比させること）</p>	<p>工事着手予定日の60日前まで</p>
氏名等変更届	<p>氏名、名称、所在地（住居表示）等を変更した場合</p>	<p>法第10条</p>	<p>変更のあった事項</p>	<p>変更した日から30日以内</p>
使用廃止届	<p>特定施設の使用を廃止した場合</p>	<p>法第10条</p>	<p>廃止した特定施設の種類、廃止年月日等</p>	<p>廃止した日から30日以内</p>
承継届	<p>特定施設を譲り受け、借り受けた場合、または相続、合併、分割等があった場合</p>	<p>法第11条</p>	<p>承継した施設の種類、承継年月日等</p>	<p>承継があつた日から30日以内</p>

※「特定施設等の設置」には、以下の場合などが該当します。

- ① 新たに特定施設を設置する場合（他で使用されていたものを購入して据え付ける場合を含む）

- ② 既存の一般施設を改造又は用途変更して新たに特定施設とする場合
- ③ 特定施設の移転（移転前の場所については廃止届、同一事業場内での移設については構造等の変更届）、増設、更新した場合
- ④ 特定施設の種類が変わる（業種をまたがる施設の転用又は兼用など）場合

※「特定施設の構造等の変更」には、以下の場合などが該当します。

- ① 特定施設の規模の変更の場合
- ② 特定施設自体には手を加えず、単に、原材料や運転方法を変更する場合
- ③ 汚水処理施設の改善の場合
- ④ 汚水処理施設自体には手を加えず、中和剤の種類や使用する薬剤の混入率を変更する場合
- ⑤ 届出様式第1別紙4により届け出られた排水口毎の種類・項目の変更の場合

※「氏名等変更」には、以下の場合などが該当します。

（承継との違いに注意してください。）

- ① 改姓、改名
- ② 事業場の名称の変更
- ③ 特定事業場とは別にある本社の移転、法人の名称、法人代表者の変更

※「使用廃止」には、当該特定施設の使用を永久に停止したときや、当該特定施設の用途変更によりその種類を変更した場合も含まれます。

※「承継」には、個人から法人化した場合も含まれます。

（2）届出の方法

① 事業場の所在地を管轄する保健福祉事務所へ届出書を提出

（ア）特定施設の確認

表 1-1-1（p. 4～11）の特定施設一覧表で届出の必要な施設を確認します。

施設は、業種毎に規定されているものが大部分ですが、1つの事業の中に2つ以上の異なる業種が該当する場合があります。また、「66. 電気めつき施設」など業種に関係なく規定されている施設もあります。

詳しくは、事業場所在地を管轄する保健福祉事務所にお尋ねください。

（イ）届出書の作成

届出書は届出者の控えを含めて、2部作成してください。

また、届出書に必要な別紙及び添付資料については、表 1-2-2（p. 25）を参照ください。

表 1-2-2 提出書類一覧（チェック表）

◎：必須 ○：必要に応じて添付 ー：不要

項 目		設 置	使 用	構造変 更
別紙 1	特定施設の構造	◎	◎	○
別紙 1-1	工場・事業場の概要	◎	◎	◎
別紙 1-2	特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る)	◎	◎	○
別紙 2	特定施設の使用の方法	◎	◎	○
別紙 3	汚水等の処理の方法	◎	◎	○
別紙 4	排出水の汚染状態及び量	◎	◎	○
別紙 5	排出水の排出系統別の汚染状態及び量	ー	ー	ー
別紙 6	排出水に係る用水及び排水の系統	◎	◎	○
別紙 12	有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造	◎	◎	○
別紙 13	有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備	◎	◎	○
別紙 14	有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法	◎	◎	○
別紙 15	用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）	◎	◎	○
添 付 書 類	工場又は事業場の周辺の見取り図	◎	◎	○
	工場又は事業場の敷地内の配置図	◎	◎	○
	特定施設の構造概要図	◎	◎	○
	汚水処理施設の構造概要図	◎	◎	○
	操業の系統の概要図	◎	◎	○
	汚水等の処理の系統図	◎	◎	○
	汚水等の集水及び導水の方法	◎	◎	○
実施制限期間短縮願		○	ー	○

※本県には総量規制の指定地域は現在ないため、別紙5は不要。

(ウ) 届出書の提出先

作成した2部を、事業場所在地を管轄する下表の各保健福祉事務所に持参し、2部とも提出してください。

1部は、届出者の控えとして保健福祉事務所の受付印を押印後お返ししますので、大切に保管してください。

表 1-2-3 届出の提出先

事業場所在地	届出窓口並びにお問い合わせ先
多久市、小城市、神埼市 吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課 (☎ : 0952-30-1907) 〒849-8585 佐賀市八丁畷町 1-20
鳥栖市、基山町、上峰町 みやき町	鳥栖保健福祉事務所 環境保全課 (☎ : 0942-83-6820) 〒841-0051 鳥栖市元町 1234-1
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所 環境保全課 (☎ : 0955-73-1179) 〒847-0012 唐津市大名小路 3-1
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所 環境保全課 (☎ : 0955-23-5188) 〒848-0041 伊万里市新天町 122-4
武雄市、鹿島市、嬉野市 大町町、江北町、白石町 太良町	杵藤保健福祉事務所 環境保全課 (☎ : 0954-23-3506) 〒843-0023 武雄市武雄町昭和 265

※ 佐賀市に設置される施設の届出窓口並びにお問い合わせ先は、H26年4月より佐賀市環境部環境保全課 (☎ : 0952-30-2436 〒849-0917 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2563-1) となっています。

※ お問い合わせのみ、「佐賀県県民環境部 有明海再生・環境課 (生活環境担当 ☎ : 0952-25-7774 〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59)」でもお受けいたします。

② 保健福祉事務所での審査 (設置届出、構造等変更届出)

(ア) 受付

記入もれ、記入誤り、添付図面など形式的なチェックをしたうえで受付けを行います。原則、書面の訂正など書類が完備した時点が、届出書の提出日となります。

(イ) 内容審査

特定施設の構造・処理能力や処理方法、排出水の水質などを審査し、必要に応じて、問合せ、調査、修正指導を行います。

③ 届出時、届出後の注意（設置届出、構造等変更届出）

（ア）計画変更命令等（法第8条）

届出に係る計画で、内容審査の結果、排出水が排水基準に適合しないと認めるとき、特定地下浸透水が有害物質を含むものとして定められた要件に該当すると認めるとき、又は構造等に関する基準を遵守していないと認められる場合は、計画の変更（計画の廃止を含む）を届出者に命ずる場合があります。

※「適合しないと認めるとき」とは、以下のようなときです。

- 届出に係る排出水の汚染状態が排水基準に適合しない場合
- 特定施設の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理の方法等からみて、排水基準を遵守することが困難であると認められる場合
- 有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務に規定する有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準に適合していないと認められる場合

（イ）実施の制限（法第9条）

届出が受理された日から（受理日の翌日を1日目と数えます。）60日を経過した後でなければ工事等に着手してはいけません。

排水規制などを満足し、かつ、早期に工事等に着手したい場合は実施制限の期間短縮を申し出てください。

（ウ）排出水の排出の制限（法第12条）

排水基準が適用される特定事業場においては、当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはなりません。

排水基準の適用されない特定事業場においても、河川や海などの水質を保全するため、また周囲から水質に係る苦情などが発生しないように、十分に注意し、地元との環境保全協定や市町における環境関係の条例などの主旨に沿って、きれいな排水水質を保つように留意してください。

（エ）排出水の汚染状態の測定（法第14条）

I、(3)、⑤（p.16～18）を参照してください。

(3) 届出等に係る罰則等

保健福祉事務所などから指導を受けながら、いつまでも定められた届出をせず、又は虚偽の届出をした場合など、悪質なケースでは表 1-2-4 (p. 28) のとおり罰則が適用されることがあります。

表 1-2-4 届出等に係る罰則

適用	罰則	
計画変更命令又は改善命令に違反した場合 地下水の水質の浄化に係る措置命令等に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	30条
排水基準に違反した場合 事故時の応急措置命令に違反した場合 緊急時の措置命令に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (過失：3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金)	31条
特定施設の設置届出、構造等変更届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	32条
特定施設の使用届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 工事の実施制限に違反した場合 排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者で、排水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定結果について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合 報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は立ち入り検査を拒み妨げ忌避した場合	30万円以下の罰金	33条
氏名等の変更届、施設の廃止届、承継届をせず、又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料	35条

(4) 届出様式の記入例

① 第5条第1項の規定（有害物質使用なし）による設置届例

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~設置~~（使用、変更）~~届出書

年 月 日

佐賀県知事 ○□ △× 殿

届出者 ○○市○○町1-1
 氏名又は名称及び住所 ○□株式会社
 並びに法人にあっては 代表取締役 佐賀 太郎
 その代表者の氏名

水質汚濁防止法第5条第1項~~、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	□□株式会社佐賀工場			
工場又は事業場の所在地	△△市○○町2-2		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別	10-□ 洗浄施設(3基) 72 し尿処理施設		※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 □ 無 <input checked="" type="checkbox"/>		※審査結果	
第5条第1項関係	△特定施設の構造	別紙1のとおり。		※備考
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種別			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設定	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

[記入上の注意]

○ **届出の種類、該当条項**

届出の内容により、不要な部分を二重線で抹消してください。

○ **届出年月日**

保健福祉事務所へ届出書を提出する日付を記入してください。

○ **届出者**

個人営業にあつては、営業者の住所・氏名等を記入してください。

法人の場合は、法人名・本社の所在地・代表者氏名等を記入してください。代表権を有しない者（工場長等）が届け出する場合は、予め権限を委任する旨の代表者の委任状が必要となります。

○ **届出項目**

届出の内容により、不要な欄を二重線又は斜線で抹消してください。

○ **特定施設の種類**

当該届出に係る特定施設の種類を、令別表第1（表1-1-1）に掲げる号番号及び名称から選んで記入してください。

複数の業種を兼ねる事業場の場合は、該当するもの全てを記入してください。

変更届の場合は、該当する特定施設の種類を記入してください。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	A-1.2.3	E-1
特定施設番号番号及び名称	10-口 洗浄施設(3基)	72 し尿処理施設
型式	××社製△△型	○○社製PU20-3000
構造	ステンレス製	FRP製
主要寸法	別図○○のとおり	別図○○のとおり
能力	○○本/日 1基	し尿等 50m³/日 600人槽 BOD値 200mg/L → 20mg/L
配置	別図○○のとおり	別図○○のとおり
設置年月日	○○年○○月○○日	○○年○○月○○日
工事着手予定年月日	○○年○○月○○日	○○年○○月○○日
工事完成予定年月日	○○年○○月○○日	○○年○○月○○日
使用開始予定年月日	○○年○○月○○日	○○年○○月○○日
その他参考となるべき事項	別紙1-1 (工場・事業場の概要) のとおり	

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

[記入上の注意]

○ 工場及び事業場における施設番号

工場内で番号を付けている場合、その施設番号を記入し、なければ通し番号を付け、その番号ごとに記入してください。また、添付すべき特定施設内の配置図にそれぞれ対応する施設番号、通し番号を記入してください。

なお、同一構造の施設が複数設置されている場合は、まとめて記入して構いません。

○ 特定施設番号及び名称

当該届出に係る特定施設の号番号及び名称を、令別表第1（表1-1-1）から選んで記入してください。

また、同一構造の施設が複数設置されている場合は、その数も記入してください。

○ 型式

当該届出に係る特定施設のメーカー名、呼称、型式、年式等を記入してください。

○ 構造

当該特定施設の主な部分の構造を記入し、構造図又はカタログを添付してください。

○ 主要寸法

当該届出に係る特定施設の大きさ、容量等を単位付きで記入してください。

○ 能力

当該届出に係る特定施設の時間当たり又は1日当たりの原材料処理能力、生産能力等を重量、数、容積等により記入してください。

○ 配置

当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載した配置図等を添付してください。

○ 設置年月日

使用届の場合、当該届出に係る特定施設の設置年月日を記入してください。

特定施設の設置の届出及び特定施設の構造等の変更の届出の場合には、二重線で抹消してください。

○ 着手予定年月日、完成予定年月日、使用開始予定年月日

設置届又は構造等変更届の場合、当該届出に係る特定施設の着手、完成、使用開始のそれぞれの予定日を記入してください。

なお、届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、特定施設を設置、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法を変更できません。使用届の場合、斜線で抹消してください。

○ その他参考となるべき事項

別紙1-1（工場・事業場の概要）に記入してください。

○ 構造等変更届について

変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対照できるようにしてください。（別紙1の左列に変更前、右列に変更後の内容を記載するなど。特定施設等の配置図は変更前と変更後を別図にするなど）

工場・事業場の概要

名 称	□□株式会社 佐賀工場		
所 在 地	〒840-1234 △△市〇〇町2-2		
担 当 者 所 属 ・ 氏 名	〇 〇 課 △△ □□	電 話	0952-25-1111 FAX 0952-25-7783
創 業 年 月 日	△△年△△月△△日	資 本 金	1.000 千円
操業開始年月日	□□年□□月□□日	従業員数	500 人
敷 地 面 積	1.000 m ²	建屋面積	500 m ²
業 務 の 種 類	× × 業	(日本産業分類	〇〇〇〇)
業 務 の 概 要 ・ 製 造 業 等 主な生産品及び 生産量・生産額 (月又は年平均) ・ サ ー ビ ス 業 等 施設規模・定員 利用者数等 (月又は年平均)	品 名	数 量	生 産 額
	○ ○	100+ / 月	3.000千円 / 月
	△ △	50万個 / 月	2.000千円 / 月
	× ×	30万ケース / 月	1.000千円 / 月
総 取 水 (使 用) 量	400 m ³ / 日	総 排 水 量	250 m ³ / 日
排 水 口 の 数 (雨水を含む)	4 ヶ所	排 出 先 河川等	〇〇川
今 回 の 届 出 概 要	<p style="text-align: center;">特定施設の増設</p> <p>届出時現在の排水処理施設 (活性汚泥処理施設)</p>		

[記入上の注意]

○ 名称

当該届出に係る工場又は事業場の名称を記入してください。

○ 所在地

当該届出に係る工場又は事業場の所在地を記入してください。

○ 創業年月日、資本金、操業開始年月日、従業員数

創業年月日・・・事業を行う会社等を設立した年月日を記入ください。

資本金・・・現在の資本金額を記入ください。

操業開始年月日・・・当該事業場の操業開始年月日を記入してください。

従業員数・・・当該事業場に係る現在の従業員数を記入してください。

○ 業務の種類

業務の種類および、現行の日本標準産業分類の細分類番号を記入してください。

○ 業務の概要

製造・加工の製品のうち主要なものを記入してください。

サービス業などの場合は、業務の規模がわかるように記入してください。

○ 総取水量、総排水量

総取水量・・・雨水を除いた総取水量を記入ください。

総排水量・・・雨水及び下水道に排水する水量を除いた一日の平均的な排水量を記入してください。

※ 総排水量を変更する場合は、変更前と変更後の水量をそれぞれ分かるように記載してください。

○ 排水口の数、排出先河川等

排水口の数（下水道接続口は除く）、排出先河川名等を記入してください。

○ 今回の届出概要

設置又は構造等の変更の概要の説明を記入してください。

例) 特定施設 (66) を 2 基追加設置

下水道接続による排水経路の変更

特定施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号	A-1.2.3		E-1		
特定施設番号及び名称	10-口 洗浄施設(3基)		72 し尿処理施設		
設置場所	別図〇〇のとおり		別図〇〇のとおり		
操業の系統	別図〇〇のとおり		別図〇〇のとおり		
使用時間間隔	午前8時～午後5時		連続		
1日当たりの使用時間	3時間		24時間		
使用の季節的変動	9月～3月まで使用		なし		
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	10% NaOH 液 NaOH 液は循環使用 〇〇L/日使用 9月～3月使用		塩素消毒剤 ××kg/日		
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	11	11	6	7.4
	BOD	300	400	15	20
	SS	800	1,000	15	20
	T-N	25	50	20	30
	T-P	3	6	2	3
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	210	250	40	50
	最大				
その他参考となるべき事項	有害物質使用無し		有害物質使用無し		

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

[記入上の注意]

- **工場又は事業場における施設の番号、特定施設号番号及び名称**
(別紙1)に同じ。
- **設置場所**
当該届出に係る工場又は事業場に係る付近の案内図及び全体の配置図を添付し、特定施設の設置場所を明示してください。
- **操業の系統**
当該届出に係る特定施設を含む操業系統(フローシート)を明示してください。
- **使用時間間隔**
通常の状態における使用開始時刻、終了時刻を記入してください。
- **1日当たりの使用時間**
通常の状態における実使用時間を記入してください。
- **使用の季節的変動**
特定施設の使用において季節変動がある場合、その状況を記入してください。
- **原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量**
当該届出に係る特定施設を含む作業工程において使用する、全ての原材料(消耗資材を含む。)の種類、具体的な使用方法及び1日当たりの平均使用量を記入し、必要に応じてMSDS(化学物質安全性データシート)を添付してください。
- **汚水等の汚染状態**
水質汚濁防止法施行令により、排水基準が定められている有害物質及び生活環境項目のうち、使用されている原材料、使用薬品の成分等を考慮して、当該届出に係る特定施設からは排出される汚水又は廃液に含まれているものについて、通常値及び最大値を記入してください。
なお、ここに記入すべき汚染状態を表す項目には、その汚水又は廃液が処分されるか否か、又は循環使用されるか否かにかかわらず記入してください。
- **汚水等の量**
当該届出に係る特定施設から排出される汚水又は廃液の量で、1日当たりの通常量及び最大量を記入してください。
なお、ここに記入すべき量には、その汚水又は廃液が処理されるか否か、又は循環使用されるか否かにかかわらず、全量を記入してください。
- **その他参考となるべき事項**
当該届出に係る特定施設において、製造・使用・処理している有害物質等について記入し、必要に応じてMSDSを添付してください。
- **構造等変更届について**
変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対照できるようにしてください。(別紙2の左列に変更前、右列に変更後の内容を記載するなど。)

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	B-1				E-1				
処理施設の設置場所	別図〇〇のとおり				別図〇〇のとおり				
設置年月日	〇〇年〇〇月〇〇日				〇〇年〇〇月〇〇日				
工事着手予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日				〇〇年〇〇月〇〇日				
工事完成予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日				〇〇年〇〇月〇〇日				
使用開始予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日				〇〇年〇〇月〇〇日				
種類及び型式	活性汚泥処理施設				〇〇社製PU20-3000				
構造	鉄筋コンクリート製				FRP製				
主要寸法	別図〇〇のとおり				別図〇〇のとおり				
能力	500m ³ /日 BOD 800 → 30 mg/L				58m ³ /日 BOD 200 → 20 mg/L				
処理の方式	活性汚泥				接触曝気方式				
処理の系統	別図〇〇のとおり				別図〇〇のとおり				
集水及び導水の方法	別図〇〇のとおり				別図〇〇のとおり				
使用時間間隔	連続				連続				
1日当たりの使用時間	24時間				24時間				
使用の季節変動	特になし				特になし				
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	リン酸アンモニア 3kg/日				塩素 0.5kg/日				
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	11	7	11	7.8	7.8	6	7.8	7.4
	BOD	500	20	800	30	200	15	200	20
	SS	1,800	30	2,000	50	200	15	200	20
	T-N					30	20	50	30
	T-P					5	2	8	3
大腸菌群数									
量 (m ³ /日)	210	210	250	250	40	40	50	50	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	余剰汚泥 ○+/月 〇〇有限会社に委託				余剰汚泥 ○+/月 〇〇有限会社に委託				
排出水の排出方法	排出口の位置:別図〇〇のとおり 排水口の数:1(1)()は雨水専用 排出先:〇〇川				同左				
その他参考となるべき事項	処理対象施設:A-1.2.3								

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

[記入上の注意]

- **汚水処理施設の施設番号**
（別紙1）に準ずる。
- **処理施設の設置場所**
工場又は事業場全体の配置図を添付し、処理施設を明示してください。
- **設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日、使用開始予定年月日**
（別紙1）に準ずる。
- **種類及び型式**
汚水処理施設の種類、型式等を記入し、施設の性能等を記載した書類を添付してください。（設計計算書、施設仕様書、型式適合認定書（浄化槽の場合）、実験成績書等）
- **構造**
当該汚水処理施設の構成材料等を記入し、構造図又はカタログを添付してください。
- **主要寸法**
当該汚水処理施設の縦、横、深さ、容量等を単位付きで記入してください。
- **能力**
当該汚水処理施設の時間当たり又は1日当たりの汚水処理能力等を記入してください。
- **処理の方式**
「活性汚泥法」「凝集沈殿法」「電気分解法」等の処理の方式を記入してください。
- **処理の系統**
当該汚水処理施設の処理に係る操業系統図（フローシート）を添付してください。
- **集水及び導入の方法**
汚水等をどのようにして汚水処理施設に導いているか、その管材や方法等を記入し、集水及び導水系統を配置図に図示してください。
- **使用時間間隔、1日当たりの使用時間、使用の季節変動**
（別紙2）に準ずる。
- **消耗資材の1日当たりの用途別使用量**
汚水等を処理するために必要な消耗資材（中和、凝集、酸化その他の化学反応に供する薬品等）について、1日当たりの使用量を用途別に記入してください。
- **汚水等の汚染状態及び量**
排水基準が定められている有害物質及び生活環境項目のうち、当該汚水処理施設で処理するものについて、処理の前後別に通常及び最大の水質データを、処理される汚水等について、処理の前後別に通常水量及び最大水量を記入してください。
- **残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法**
汚水の処理によって生ずる汚でい等の1月当たり種類別生成量とその処理の方法を具体的に記入し、業者委託にあってはその業者の所在地及び名称を付記してください。
- **排出水の排出の方法**
排水口の位置及び数並びに排出先を記入してください。
- **その他参考となるべき事項**
別紙1、別紙2の特定施設と当該汚水処理施設の関係等を記入してください。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		No.1 排水口		No.2 排水口	
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	6.8	7	雨水	
	BOD	20	30		
	SS	30	50		
	T-N	20	30		
	T-P	2	3		
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		250	300		
その他参考と なるべき事項	排水対象 特定施設：A-1, 2, 3及びE-1 処理施設：B-1及びE-1 排出先：〇〇川				

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

[記入上の注意]

○ 工場または事業場における施設番号

工場又は事業場から公共用水域へ排出される、又は排出されることが考えられるすべての排出口（雨水や湧水が流出する口も含む。）に通し番号を付し、その番号ごとに記入してください。

○ 排出水の汚染状態、排出水の量

当該事業場の一般的な操業状態における、当該排出口からの1日当たりの通常及び最大の排出水量並びに排出水の汚染状態を記入してください。

なお、雨水の排水口については「雨水」とし、排出水量等を記入する必要はありません。

排出水の汚染状態の種類・項目の欄は、排水基準が定められている事項のうち、通常排水口から排出されるものや排出されるおそれがあるもの（特定施設において使用等している物質や副生成等により存在すると推定される物質を含む。）について記入してください。

また、県下のほとんどの公共用水域が窒素・リンに係る排水基準の適用地域（玄海海域沿岸の一部を除く。）となっているため、平均排水量 50 m³ /日以上 of 事業場については、全窒素、全リンの項目も記入してください。

○ その他参考となるべき事項

排水対象となる特定施設及び汚水処理施設の工場又は事業場における施設番号を記入してください。

また、排出先の河川名等を記入してください。

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統	別図〇〇のとおり		
用途別 用水量	用途	使用水	用水使用量 (m ³ /日)
	原料処理	工業用水	200
	洗浄水	上水	100
	水洗便所	井戸水	50
	生活用水	上水	50

[記入上の注意]

○ **用水及び排水の系統**

当該届出に係る用水及び排水の系統図を添付し、水量の値を記入してください。

○ **用途別用水使用量**

「用途」の欄は当該届出に係る工場又は事業場における用水の使用用途（ボイラー用水、原料用水、洗浄水、冷却水等）を記入してください。

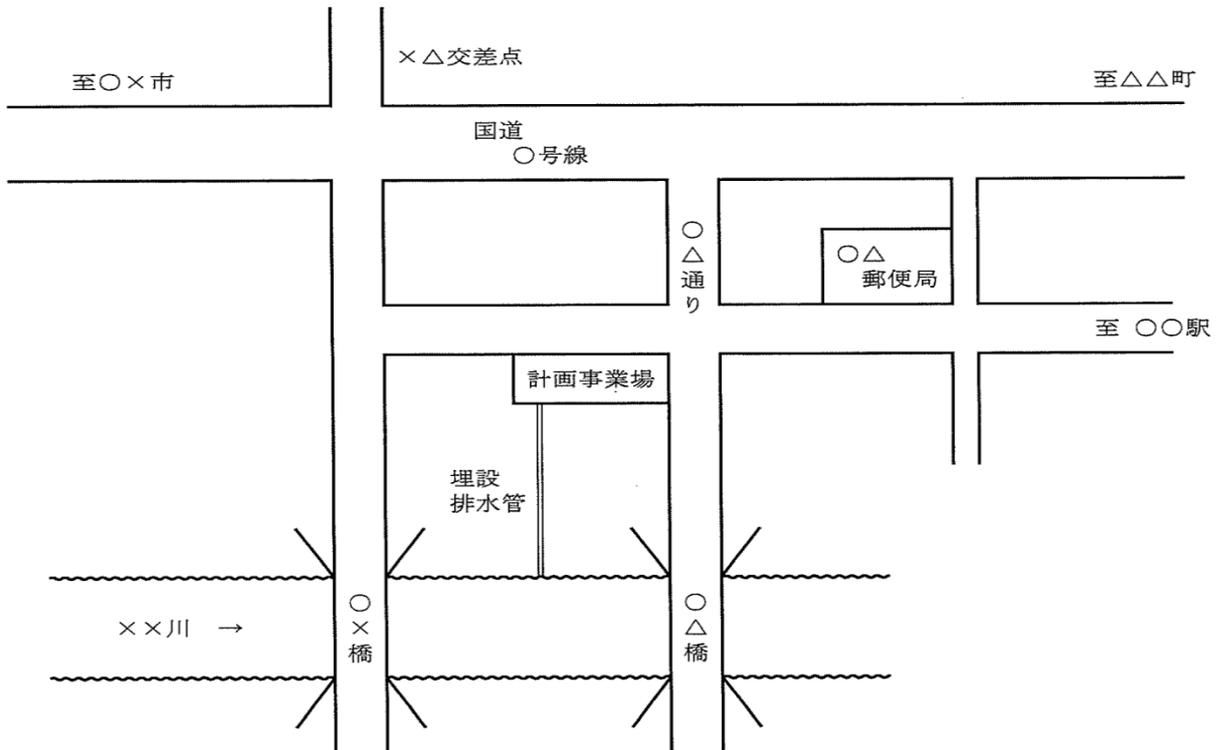
また、「使用水」の欄は、用水の種類（上水道、工業用水、地下水、河川水等）を記入してください。

用水使用量の欄には、当該区分ごとに、1日当たりの通常の用水量を記入してください。

○ **構造等変更届出について**

変更する事項について変更前と変更後の内容を対照出来るように記載してください。

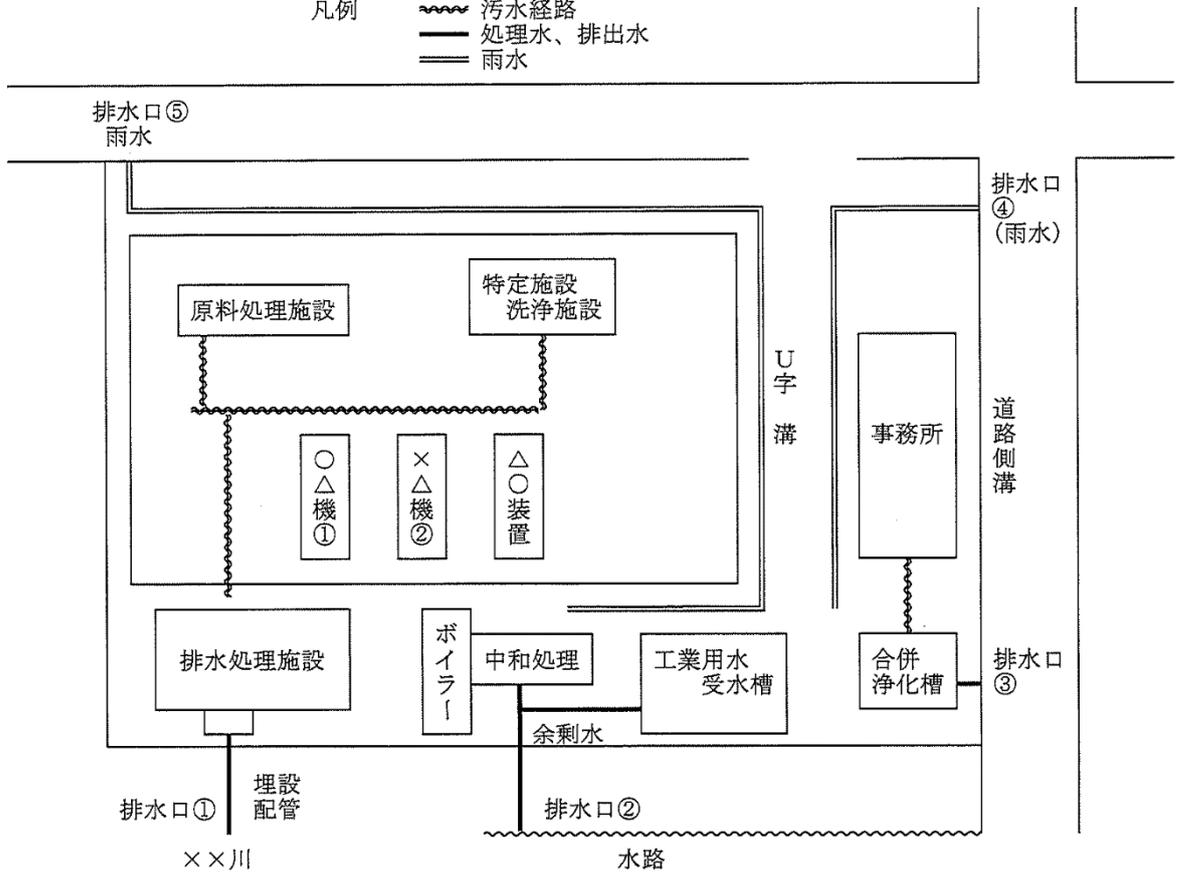
別図1 事業場の位置図（周辺見取図）（例示）



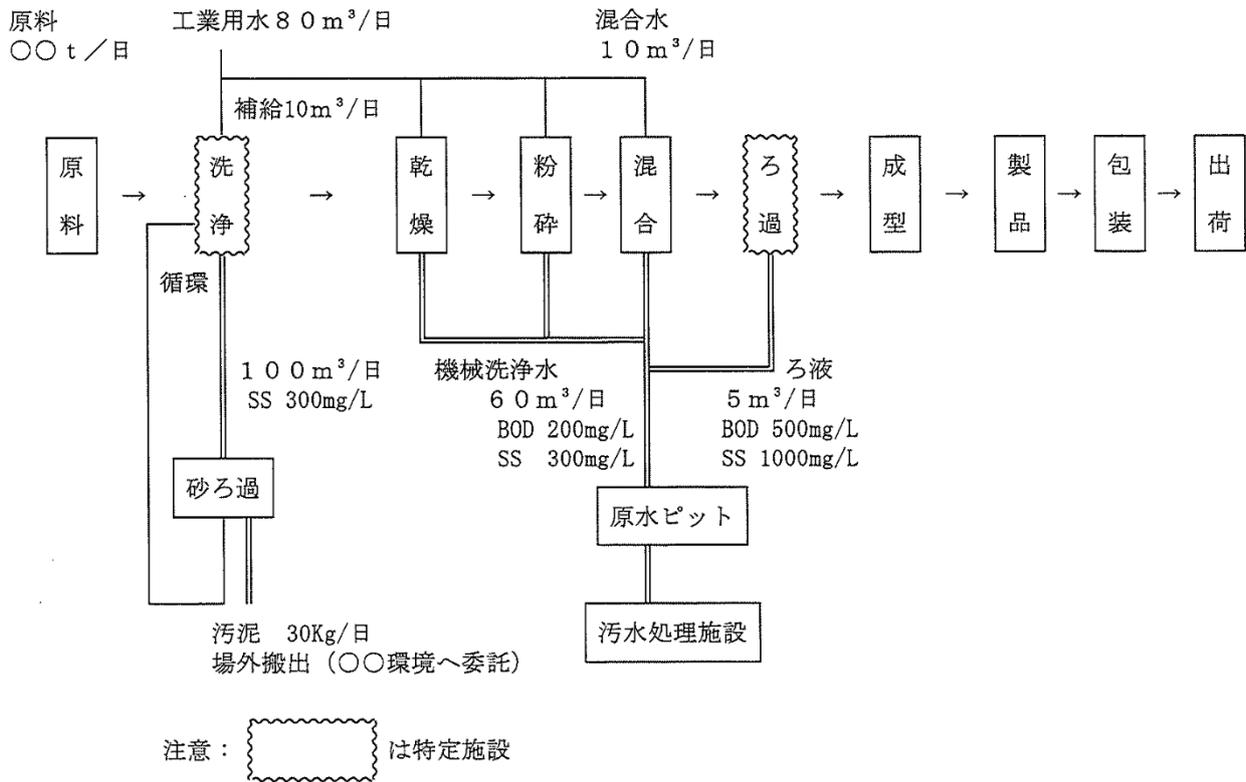
別図2 事業場敷地内の配置図（例示）

凡例

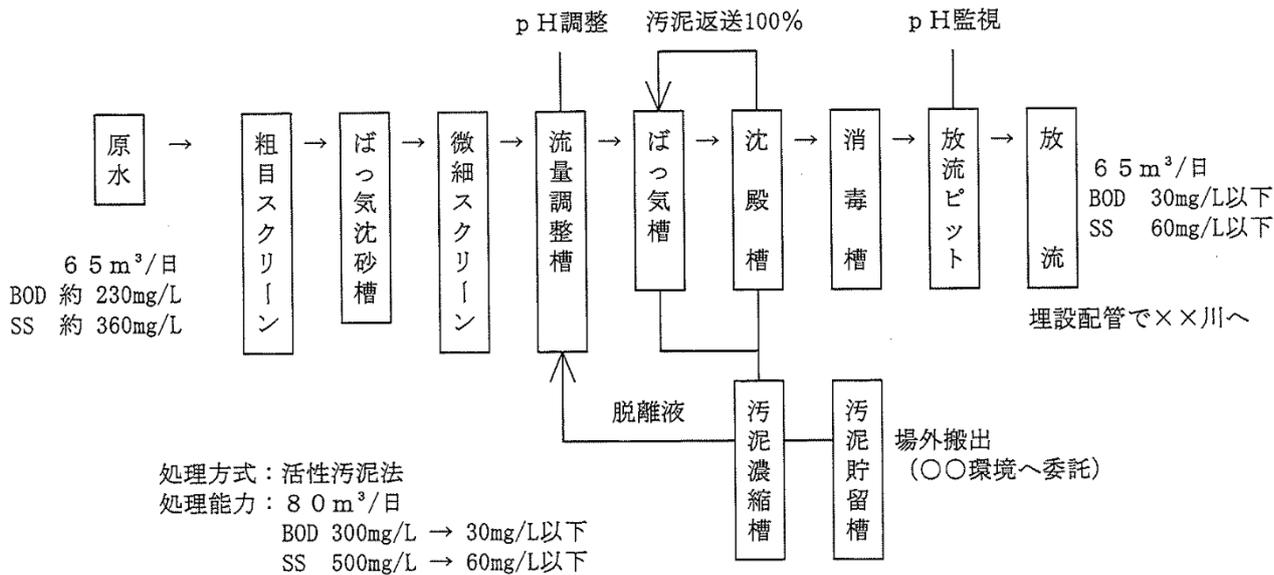
- 汚水経路
- 処理水、排水水
- 雨水



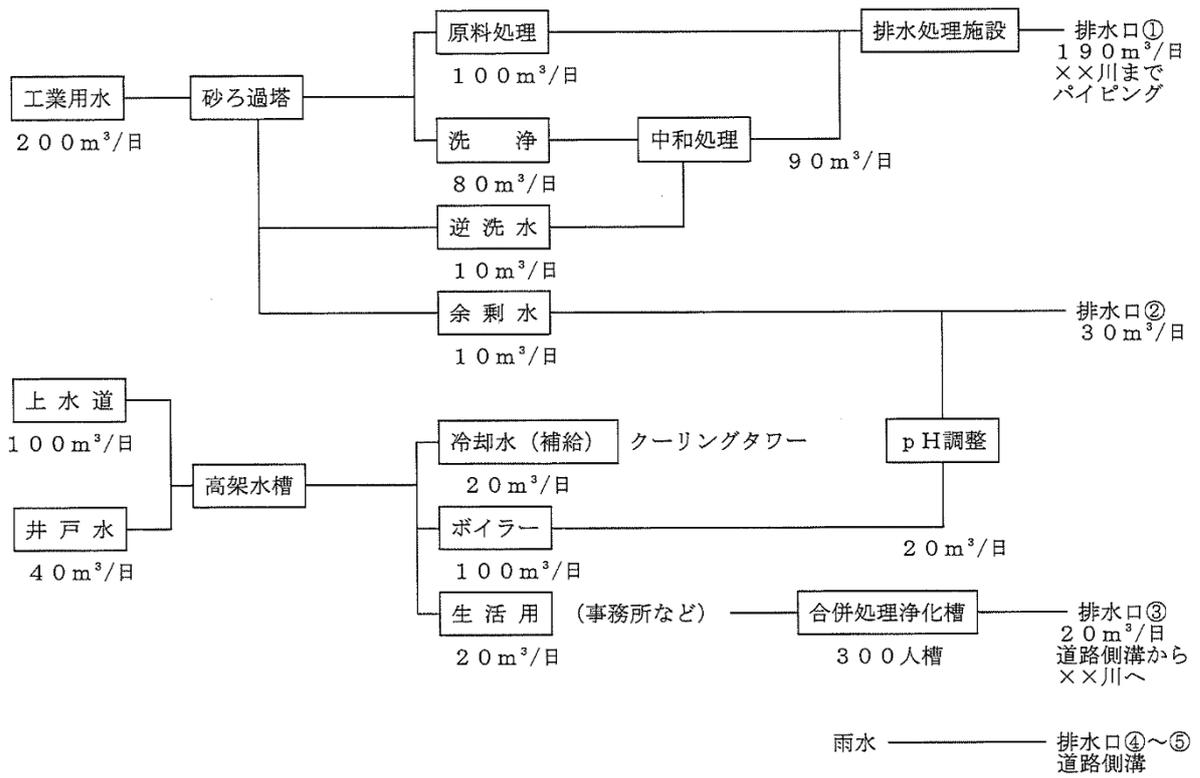
別図5 特定施設を含む操業の系統図 (例示)



別図6 污水等の処理系統図 (例示)



別図7 用水及び排水の系統図 (例示)



② 第5条第1項の規定による有害物質使用特定施設の設置届例

(①との相違点に限る)

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設~~(有害物質貯蔵指定施設)~~設置~~(使用、変更)~~届出書

年 月 日

佐賀県知事 ○□ △× 殿

届出者

〇〇市〇〇町1-1

氏名又は名称及び住所

〇〇株式会社

並びに法人にあっては

代表取締役 佐賀 太郎

その代表者の氏名

水質汚濁防止法第5条第1項~~、第2項又は第3項~~(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、特定施設~~(有害物質貯蔵指定施設)~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社佐賀工場			
工場又は事業場の所在地	△△市〇〇町2-2		※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種別	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めっき施設		※施設番号
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。		※備考
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
△有害物質使用特定施設の種別				
第5条第2項関係	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

[記入上の注意]

○ その他

有害物質使用特定施設の届出にあたっては、点検内容、点検・記録方法、点検頻度等を規定した管理要領等の添付にご協力ください。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
特定施設号番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
型式	浸漬式 (△△△社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (△△△社製 ZB-A1)
構造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇のとおり）	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇のとおり）
主要寸法	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	・装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は資料〇のとおり)
能力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配置	めっき工場棟1階 (配置は、資料〇のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は、資料〇のとおり)
設置年月日	——年——月——日	——年——月——日
工事着手予定年月日	2012年9月24日	2012年9月24日
工事完成予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
使用開始予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
その他参考となるべき事項	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止	

【記入上の注意】

○ その他参考となるべき事項

有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記入してください。防液堤等については、可能な場合には容量を記載してください。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
特定施設号番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
設 備	地上配管、排水溝、ためます	排水溝
構 造	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	コンクリート製、厚さ50mm
主 要 寸 法	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m (途中でB-1の排水溝と合流)
配 置	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)	めっき工場1階 (配置は資料〇のとおり)
設 置 年 月 日	— 年 月 日	— 年 月 日
工事着手予定年月日	2012年9月24日	2012年9月24日
工事完成予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
使用開始予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
その他参考となるべき事項		

[記入上の注意]

○ 設備

施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記入してください。

○ 構造

設備の材質、並びに、検知設備を有する場合はその旨を記載してください。トレンチを有する場合はトレンチの構造についても記載してください。

○ 配置

建物の名称・建物内の設置位置等を記入してください。

○ その他参考となるべき事項

有害物質を含む水が流れない箇所には、構造等に関する基準が適用されないので、その旨を記載してください。

③ 有害物質貯蔵指定施設の場合の設置届例

様式第1（第3条関係）（表面）

~~特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書~~

年 月 日

佐賀県知事 殿

届出者

〇〇市〇〇町1-1

氏名又は名称及び住所

株式会社

並びに法人にあっては

代表取締役 佐賀 太郎

その代表者の氏名

~~水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。~~

工場又は事業場の名称		<input type="checkbox"/> 株式会社佐賀工場			
工場又は事業場の所在地		△△市〇〇町2-2		※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種別			※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。		※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。			
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。			
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。			
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。			
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。			
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。				
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種別				
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。			
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。			
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。			
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。			
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。			

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

[記入上の注意]

○ その他

有害物質貯蔵使定施設の届出にあたっては、点検内容、点検・記録方法、点検頻度等を規定した管理要領等の添付にご協力ください。

~~有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	A-1	C-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
型 式	貯蔵タンク (〇〇 社製 △△)	貯蔵タンク (〇〇 社製 △△)
構 造	ステンレス製（構造図は資料〇のとおり）	ポリエチレン製（構造図は資料〇のとおり）
主 要 寸 法	直径1500mm×6000mm×2基	1000mm×1000mm×1500mm×1基
能 力	貯蔵量 各10000L	貯蔵量 1500L
配 置	化学工場の屋外に設置 (配置は、資料〇のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (配置は、資料〇のとおり)
床 面 及 び 周 囲	床面は厚さ100mmのコンクリートで、エポキシ樹脂で被覆 周囲には防液堤を設け、流出を防止（貯留量〇m ³ ） ※防液堤等について、可能な場合には容量を記入	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	2012年9月24日	2012年9月24日
工事完成予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
使用開始予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
その他参考となるべき事項		

[記入上の注意]

○ 配置

地下に設置されている場合には、その旨を記載してください。

~~有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	A-1	C-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設 備	地上配管、バルブ、フランジ	なし
構 造	ステンレス製	
主 要 寸 法	地上配管 直径200mm×50m バルブ 2箇所 フランジ 3箇所	
配 置	化学工場の屋外から化学工場の1階 (配置は、資料〇のとおり)	
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	2012年9月24日	2012年9月24日
工事完成予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
使用開始予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
その他参考となるべき事項		

【記入上の注意】

- **設備**
施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記入してください。
- **構造**
設備の材質、並びに、検知設備を有する場合はその旨を記載してください。トレンチを有する場合はトレンチの構造についても記載してください。
- **配置**
建物の名称・建物内の設置位置等を記入してください。
- **その他参考となるべき事項**
有害物質を含む水が流れない箇所には、構造等に関する基準が適用されないので、その旨を記載してください。

~~有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	A-1	C-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設 置 場 所	化学工場の屋外から化学工場の1階 (資料〇のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (資料〇のとおり)
操 業 の 系 統	〇〇反応施設にベンゼンを供給	廃液の貯蔵
使 用 時 間 間 隔	1週間に1回	1日に1回
1日当たりの使用時間	1時間/回	5分/回
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)		
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	ベンゼン(〇~〇%)	シアンを含む廃液(含有率〇~〇%)
その他参考となるべき事項		廃液は月〇回の頻度で、産廃として処理を委託している。

[記入上の注意]

○ その他

別紙2の注意事項を参照してください。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>（化学工場の例） 搬入：タンクローリーから供給 1週間に1回、1時間 搬出：配管をとおり、特定施設である〇〇施設に供給 連続供給、1日1000L</p> <p>（鍍金工場の例） 搬入：シアンを含む廃液を1日1回、〇〇を用いて施設に搬入 搬出：産業廃棄物処理業者が用意したタンクに、ホースにて搬出</p> <p>※必要に応じ搬入及び搬出の系統がわかる図面を添付する</p>		
用途別用水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量(m ³ /日)

[記入上の注意]

○ **用水及び排水の系統及び搬入及び搬出に関する図面について**

その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統を記載することとされていますが、どのような設備（配管、排水溝）を通っているかが分かるような形で記載してください。

④ 氏名変更届例

様式第5（第7条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

佐賀県知事 △× 殿

届出者

〇〇市〇〇町1-1

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

株式会社

代表取締役 佐賀 三郎

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	代表取締役 佐賀 太郎	※整理番号	
	変更後	代表取締役 佐賀 三郎	※受理年月日	年 月 日
変更年月日		〇〇年〇〇月〇〇日	※施設番号	
変更の理由		人事異動のため	※備考	

【記入上の注意】

- 届出者
個人営業にあっては、営業者の住所・氏名等を記入してください。
法人の場合は、法人名・本社の所在地・代表者氏名等を記入してください。代表権を有しない者が届け出する場合は、代表者の委任状が必要となります。
- 届出内容
該当しない部分を二重線で抹消し、届出内容を明示してください。
- 変更の内容（変更前）、変更の内容（変更後）
変更の内容を、変更前・変更後で記入してください。
- 変更年月日
変更の事実のあった日を記入してください。

⑤ 特定施設使用廃止届例

様式第6（第7条関係）

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

佐賀県知事 ○□ △× 殿

届出者

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

○○市○○町1-1

□□株式会社

代表取締役 佐賀 太郎

特定施設の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	□□株式会社佐賀工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	△△市○○町2-2	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別	10-□ 洗浄施設	※施設番号	
特定施設の設置場所	別図のとおり	※備考	
使用廃止年月日	○○年○○月○○日		
使用廃止の理由	老朽化のため廃棄		

[記入上の注意]

○ 特定施設の種別

使用を廃止した特定施設の種別を、令別表第1（表1-1-1）に掲げる号番号及び名称から選んで記入してください。

複数の業種を兼ねる事業場の場合は、該当するもの全てを記入してください。

○ 特定施設の設置場所

使用を廃止した特定施設の場所を明記した図面を添付してください。

○ 使用廃止の理由

特定施設の使用を廃止した理由について記入してください。また、特定施設の全部廃止か、一部廃止かを明記し、一部廃止の場合は、特定施設の一覧表を添付し、廃止した特定施設を明示してください。

なお、特定施設の一部を廃止したことにより、排水量、排水系統が変更となる場合は、特定施設の構造等変更届出が必要となります。

⑥ 承継届例

様式第7（第8条関係）

承継届出書

年 月 日

佐賀県知事 ○□ △× 殿

届出者

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

〇〇市〇〇町1-3

〇〇株式会社

代表取締役 福岡 太郎

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、水質汚濁防止法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社佐賀工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	△△市〇〇町2-2	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別	10-口 洗浄施設(2基) 72 し尿処理施設	※施設番号	
特定施設の設置場所	別図のとおり	※備考	
承継の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
被承継者	氏名又は名称		
	住所	〇〇市〇〇町1-1	
承継の原因	合併のため		

[記入上の注意]

- 届出者
特定施設を譲り受け、又は借り受けた事業者について記入してください。
- 被承継者氏名又は名称、被承継者住所
特定施設を譲り渡し、又は貸し与えた事業者の氏名又は名称及び住所を記入してください。
- 承継の原因
譲渡、相続、合併等、承継の理由を記入してください。

⑦ 実施制限期間短縮願の例

実 施 制 限 期 間 短 縮 願

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
氏 名

今般提出しました水質汚濁防止法第 条第 項の規定による届出について、下記理由により、実施制限期間を短縮して下さるようお願いいたします。

記

- 1 届 出 年 月 日 年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日 年 月 日
短 縮 希 望 日 数 (日間)
- 2 理 由

Ⅲ 排水基準等

(1) 排水水質に係る規制

法に基づく排水規制の概要は、表 1-3-1 (p. 59) のとおりです。

表 1-3-2 (p. 59～63)、表 1-3-3 (p. 63～65)、表 1-3-8 (p. 67)、表 1-3-9 (p. 68) 及び表 1-3-10 (p. 70～71) に掲げる排水基準等は、「検定方法」により検定した場合における検出値によるものです。

表 1-3-1 法に基づく排水規制の概要

区 分		説 明	
水 質 汚 濁 防 止 法	一律排水 基準	有害物質に係る排水基準 (28 物質) (表 1-3-2)	法に基づくすべての特定事業場に適用されま す。
		生活環境に係る排水基準 (15 項目) (表 1-3-3)	法に基づく特定事業場のうち、一日の平均的な排 水量が 5 0 m ³ /日以上のものに適用されます。
	上乗せ排水基準 (上乗せ条例に係る排水基準) (3 項目) (表 1-3-8、表 1-3-9)		生活環境項目のうち、生物化学的酸素要求量 (B OD)、化学的酸素要求量 (COD) 及び浮遊物質 量 (SS) については、規制値を厳しく (上乗せ) 設定しています。 また、特定事業場のうち、一日の平均的な排水 量が 2 0 m ³ /日以上 (窯業原料精製業は、SSにつ いて 1 0 m ³ /日以上) のものに適用されます。

表 1-3-2 有害物質に係る排水基準

単位 : mg/L

有害物質の種類	排水基準 (許容限度)
カドミウム及びその化合物	0. 0 3
シアン化合物	1
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1
鉛及びその化合物	0. 1
六価クロム化合物	0. 2
砒素及びその化合物	0. 1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0. 0 0 5
アルキル水銀化合物	検出されないこと

ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1・2-ジクロロエタン	0.04
1・1-ジクロロエチレン	1
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4
1・1・1-トリクロロエタン	3
1・1・2-トリクロロエタン	0.06
1・3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	海域以外に排出 10 海域に排出 230
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出 8 海域に排出 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100
1・4-ジオキサン	0.5

備考

1. 「検出されないこと。」とは、検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号、以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
3. 一律排水基準のうち、業種によって以下のとおり暫定基準がある。

表 1-3-2-1 ほう素及びその化合物に係る暫定排水基準

単位：mg/L

業種その他の区分	基準値	適用期間
電気めつき業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	30	R7.6.30まで適用
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	40	
金属鋳業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	100	
下水道業（旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	40	当分の間
旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）	300	
旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）	500	

※ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、「 $\sum C_i \cdot Q_i / Q$ 」により計算された値が10を超えることをいう。

- C_i 当該旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（ほう素の量に関して、mg/L）
- Q_i 当該旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（m³/日）
- Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（m³/日）

表 1-3-2-2 ふっ素及びその化合物に係る暫定排水基準

単位：mg/L

業種その他の区分	基準値	適用期間
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	12	R7.6.30まで適用
電気めつき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15	
電気めつき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立	40	

方メートル未満であるものに限る。)		
旅館業（改正政令の施行の際現に湧出していなかつた温泉を利用するものであつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15	当分の間
旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30	
旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50	

**表 1-3-2-3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る
暫定排水基準**

単位：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：mg/L

業種その他の区分	基準値	適用期間
畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の二ロに掲げる施設を有する者に限る。）	300	R7.6.30まで適用
畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の二イに掲げる施設を有する者に限る。）	400	
ジルコニウム化合物製造業	350	
モリブデン化合物製造業	1,300	
バナジウム化合物製造業	1,650	
貴金属製造・再生業	2,800	

表 1-3-2-4 六価クロム化合物に係る暫定排水基準

単位：mg/L

業種その他の区分	基準値	適用期間
水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年1月25日環境省令第4号）の施行（令和6年4月1	0.5	R6.9.30まで適用

日) の際、現に設置されている水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する特定事業場（※1）		
（※1）のうち、当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設である特定事業場		R7.3.31まで適用
電気めっき業		R9.3.31まで適用

表 1-3-3 生活環境に係る排水基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外への排出 5.8～8.6 海域への排出 5.0～9.0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L
〃（動植物油脂類含有量）	30 〃
フェノール類含有量	5 〃
銅含有量	3 〃
亜鉛含有量	2 〃
溶解性鉄含有量	10 〃
溶解性マンガン含有量	10 〃
クロム含有量	2 〃
大腸菌群数 （R7.4.1以降、大腸菌数）	日間平均 3,000個/cm ³ （R7.4.1以降、日間平均800CFU/mL）
窒素含有量	120（日間平均60）mg/L
リン含有量	16（日間平均 8）mg/L
（生物化学的酸素要求量（BOD））	（160（日間平均120）mg/L）
（化学的酸素要求量（COD））	（160（日間平均120） 〃）
（浮遊物質（SS））	（200（日間平均150） 〃）

備考

1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。（以下同じ。）
2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水に

については適用しない。

4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、改正政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
5. BODについての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、CODについての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
6. 窒素含有量又は燐含有量についての排水基準は、窒素又は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用するので、(2)を参照すること。
7. BOD、COD、SSの排水基準については、県下全域に一律排水基準より厳しい上乗せ条例による排水基準が適用されるので、(3)を参照すること。
8. 一律排水基準のうち、業種によって以下のとおり暫定基準がある。

表 1-3-3-1 窒素含有量に係る暫定排水基準

単位：mg/L

業種その他の区分	基準値	適用期間
天然ガス鉱業	160 (日間平均150)	R10.9.30まで適用
畜産農業(令別表第1第1号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	130 (日間平均110)	
酸化コバルト製造業	200 (日間平均100)	
バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業(バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程有するものに限る。)	4100 (日間平均3100)	

表 1-3-3-2 燐含有量に係る暫定排水基準

単位：mg/L

業種その他の区分	基準値	適用期間
畜産農業(令別表第1第1号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	22 (日間平均18)	R10.9.30まで適用

げる施設を有するものに限る。)		
-----------------	--	--

表 1-3-3-3 亜鉛含有量に係る暫定排水基準

単位：mg/L

業種その他の区分	基準値	適用期間
電気めっき業	4	R6. 12. 10まで適用

(2) 窒素・燐排水基準適用対象湖沼及び海域

窒素・燐についての排水基準は、環境大臣が定める海域及び湖沼に限って適用されます。佐賀県においては以下の湖沼及び海域が指定されています。

対象となる水域は、これらに流入する河川等の公共用水域を含むため、玄海海域沿岸の一部を除き、県下のほとんどの公共用水域が窒素・燐に係る排水基準の適用地域となっています。

① 湖沼（昭和60年5月30日 環告第27号）

表 1-3-4 窒素含有量についての排水基準に係る湖沼

名称	位置	名称	位置
平木場ダム貯水池	唐津市	北山ダム貯水池	佐賀市
竜門ダム貯水池	西松浦郡有田町	伊岐佐ダム貯水池	唐津市

表 1-3-5 燐含有量についての排水基準に係る湖沼

名称	位置	名称	位置
北山ダム貯水池	佐賀市	嘉瀬川ダム貯水池（しゃくなげ湖）	佐賀市
伊岐佐ダム貯水池	唐津市	上葉ため池	唐津市
打上ダム貯水池	唐津市	厳木ダム貯水池	唐津市
加部島ダム貯水池	唐津市	鎮西町名護屋第2ダム貯水池	唐津市
鎮西町名護屋第1ダム貯水池	唐津市	平野下ため池	唐津市
平木場ダム貯水池	唐津市	河内ダム貯水池	鳥栖市
井手口川ダム貯水池	伊万里市	犬走ダム貯水池	武雄市
踊瀬ダム貯水池	武雄市	山刀口ため池	武雄市
西堤ため池	武雄市	八竜ため池	武雄市
渕の尾ダム貯水池	武雄市	水尾ダム貯水池	武雄市
本部ダム貯水池	武雄市	矢筈ダム貯水池	武雄市

荒谷ダム貯水池	小城市	岩屋川内ダム貯水池	嬉野市
横竹ダム貯水池	嬉野市	有田ダム貯水池	西松浦郡有田町
大谷ため池	西松浦郡有田町	楠木原大堤ため池	西松浦郡有田町
白川ダム貯水池	西松浦郡有田町	古木場ダム貯水池	西松浦郡有田町
竜門ダム貯水池	西松浦郡有田町	鹿ノ口ため池	杵島郡江北町
菖蒲谷ため池	杵島郡江北町		

② 海域（平成5年8月27日 環告第67号）

表 1-3-6 窒素及び燐含有量についての排水基準に係る海域

名 称	範 囲
有明海 (及び島原湾)	熊本県宇土郡三角町と天草郡大矢野町を結ぶ天門橋、同町と天草郡松島町を結ぶ大矢野橋、同町中の橋、前島橋、松島橋、本渡市瀬戸大橋、天草郡五和町シラタケ鼻と長崎県南高来郡口之津町瀬詰埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
唐津湾	福岡県糸島郡志摩町仏崎と同町姫島東端を結ぶ線、同島西端と佐賀県唐津市荒埼を結ぶ線、同市兜鼻と同市女瀬鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
伊万里湾	佐賀県東松浦郡肥前町宮崎鼻と長崎県北松浦郡鷹島町小浦埼を結ぶ線、同町女瀬埼と松浦市青島東端を結ぶ線、同島南西端と松浦市津崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
仮屋湾	佐賀県東松浦郡玄海町高岩鼻から286度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域

(3) 上乘せ条例による排水基準

上乘せ条例は県下全域に適用されますが、適用水域は下表の2水域に分かれます。特定事業場の所在地、排出先、業種・規模等によって適用される排水基準が変わりますので注意してください。

表 1-3-7 上乘せ排水基準適用区域

対象水域	設定期日	適用区域
六角川水域及び福所江水域	公布 S 4 8 . 3 . 3 0 施行 S 4 8 . 4 . 1	六角川、福所江及びこれらに流入する公共用水域
上記以外の水域	公布 S 5 2 . 7 . 2 9 施行 S 5 2 . 1 0 . 1	県の区域に属する公共用水域のうち、六角川水域及び福所江水域以外の公共用水域

① 六角川水域及び福所江水域に係る上乘せ排水基準

表 1-3-8

単位：mg/L ()内は日間平均値

区 分	業 種 区 分		BOD	SS
既 設	1 紙パルプ又は 紙加工品の製造 業に係る工場又 は事業場	(1)セミケミカルパルプ製造業 及び石灰わらパルプ製造業 に係る工場又は事業場	160(120)	130(100)
		(2)(1)以外の工場又は事業場	130(100)	130(100)
	2 1以外の工場又は事業場		130(100)	150(120)
新 設	1 畜産農業に係る事業場		130(100)	150(120)
	2 1以外の工場又は事業場		30(20)	70(50)

備考

- 「既設」とは、昭和 48 年 3 月 31 日において既に特定施設が設置（着工を含む）されている工場又は事業場を、「新設」とは、昭和 48 年 4 月 1 日以後において特定施設が新たに設置された工場又は事業場を表す。
- この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 20 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 既設の特定事業場が、昭和 48 年 4 月 1 日以後においてさらに特定施設を設置した場合における当該工場又は事業場に係る排出水に適用される排水基準は、次の式により算出した数値によるものとする。

$$S = (A a + B b) \div (a + b)$$

S：当該工場又は事業場に係る排出水に適用される排水基準

A：既設の特定事業場に係る排水基準（既設基準）

B：すべての特定施設が昭和 48 年 4 月 1 日以降に設置されたとした場合の排水基準（新設基準）

a：既設の特定施設に係る 1 日当たりの平均的排水量

b：昭和 48 年 4 月 1 日以後に設置された特定施設に係る 1 日当たりの平均的排水量

- 既設の特定事業場に昭和 48 年 4 月 1 日以後においてさらに特定施設を設置し、かつ、当該特定施設に係る排水口（既設の特定施設に係る排出水を同時に排出するものを除く。）を新たに設置した場合においては、当該排水口の排出水に適用する排水基準は、前項の規定にかかわらず、新設基準によるものとする。
- 特定施設が追加設定されたとき、その追加された特定施設を設置している事業場は既設の特定事業場とみなして適用する。ただし、当該事業場がすで

に特定事業場である場合はすでに当該特定事業場に適用されている排水基準を適用する。

② 六角川水域及び福所江水域以外の水域に係る上乘せ排水基準

表 1-3-9

単位：mg/L ()内は日間平均値

区分	工場又は事業場の種類			BOD又は COD	SS	
既 設	下水道整備地域に所在する工場又は事業場			30(20)	100(70)	
	下水道整備 地域以外の 地域に所在 する工場又 は事業場	下水道終末処理施設を設置するもの			30(20)	100(70)
		排出水の 量が 50m ³ 以上のもの	食料品製 造業に係 るもの	排水量 500 m ³ 以上	80(60)	100(70)
				排水量 500 m ³ 未満	120(90)	150(120)
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業 に係るもの			130(100)	130(100)
		旅館業に係るもの			130(100)	150(120)
		し尿処理 施設を設 置するもの	処理対象人員が 2,001 人以上のし尿浄化槽		50(30)	100(70)
			処理対象人員が 2,000 人以下のし尿浄化槽		80(60)	120(90)
			その他のし尿処理施設		50(30)	100(70)
		その他の もの	排水量 500 m ³ 以上		60(40)	70(50)
			排水量 500 m ³ 未満		90(70)	100(70)
	排出水の 量が 50 m ³ 未満	飲料水製造業又は製あん業に係る もの		390(300)	200(150)	
		その他のもの		160(120)	200(150)	
新 設	下水道整備地域に所在する工場又は事業場			30(20)	100(70)	
	下水道整備 地域以外の 地域に所在 する工場又 は事業場	畜産農業又は製あん業に係るもの		130(100)	150(120)	
		下水道終末処理施設を設置するもの			30(20)	100(70)
		し尿処理施設を設置するもの			50(30)	100(70)
		その他の もの	排水量 2,000 m ³ 以上		30(20)	70(50)
			排水量 2,000 m ³ 未満、500 m ³ 以上		50(30)	70(50)
排水量 500 m ³ 未満			80(60)	100(70)		

備考

1. 「既設」とは、昭和 52 年 9 月 30 日において既に特定施設が設置（着工を含む）

- されている工場又は事業場を、「新設」とは、昭和 52 年 10 月 1 日以後において特定施設が新たに設置された工場又は事業場を表す。
2. 「下水道整備地域」とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 8 号に規定する処理区域（下水道の供用開始を公示された区域）をいう。
 3. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 20 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。ただし、窯業原料精製業については、SS に係る排水基準に限り、1 日当たりの平均的な排出水の量が 10 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水についても適用する。
 4. 「食料品製造業に係るもの」とは、令別表第 1（表 1-1-1（p. 4））第 2 号から第 18 号の 2 までに掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
 5. この表に掲げる業種に属する工場又は事業場が、同時に 2 つ以上の業種に属する場合に、その業種ごとに異なる排水基準が定められているときは、それらの業種に係る排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
 6. 工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、当該工場又は事業場が属する業種につき異なる排水基準が定められているときは、前項の規定を準用する。
 7. 特定施設が追加設定されたとき、その追加された特定施設を設置している事業場は既設の特定事業場とみなして適用する。ただし、当該事業場がすでに特定事業場である場合はすでに当該特定事業場に適用されている排水基準を適用する。

（4）地下水水質に係る規制

① 特定地下浸透水の浸透の制限

有害物質使用特定事業場においては、有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透を禁止されています。

なお、「有害物質を含む」とは、当該特定地下浸透水を検定方法により検定した場合において、有害物質が表 1-3-10（p. 70～71）中欄に掲げる濃度（検出下限値）以上であることをいいます。

② 地下水の水質の浄化に係る措置命令等

特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において、有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、地下水の水質の浄化のための措置を命ずることがあります。

この場合、有害物質に係る地下水の浄化基準（表 1-3-10（p. 70～71）右欄）を超える地下水汚染に関して、地下水に含まれる有害物質の量が浄化基準以下

になるように措置を講じなければいけません。

表 1-3-10 特定地下浸透水の地下浸透基準及び地下水浄化基準 単位：mg/L

有害物質の種類	検出下限値 (=地下浸透基準)	地下水浄化基準
カドミウム及びその化合物	0.001	0.003
シアン化合物	0.1	検出されないこと
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	0.1	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.005	0.01
六価クロム化合物	0.01	0.02
砒素及びその化合物	0.005	0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	0.0005
アルキル水銀化合物	0.0005	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.0005	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.002	0.01
テトラクロロエチレン	0.0005	0.01
ジクロロメタン	0.002	0.02
四塩化炭素	0.0002	0.002
1・2-ジクロロエタン	0.0004	0.004
1・1-ジクロロエチレン	0.002	0.1
1・2-ジクロロエチレン	シス体 0.004 トランス体 0.004	シス体及びトランス体の合計量 0.04
1・1・1-トリクロロエタン	0.0005	1
1・1・2-トリクロロエタン	0.0006	0.006
1・3-ジクロロプロペン	0.0002	0.002
チウラム	0.0006	0.006
シマジン	0.0003	0.003
チオベンカルブ	0.002	0.02
ベンゼン	0.001	0.01
セレン及びその化合物	0.002	0.01
ほう素及びその化合物	0.2	1
ふっ素及びその化合物	0.2	0.8

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 1.0
塩化ビニルモノマー	0.0002	0.002
1・4-ジオキサン	0.005	0.05

第2章 佐賀県環境の保全と創造に関する条例編

I 条例規制の概要

(1) 概要

佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成14年佐賀県条例第48号。以下「条例」という。)では、水質汚濁防止法に定めのない下表の特定施設を規定し、これを設置する工場又は事業場からの排出水及び地下浸透水について、有害物質(表1-1-2(p.12))や生活環境項目(表1-1-3(p.13))に係る規制を実施しています。

表2-1-1 条例に基づく特定施設一覧(施行規則別表第3の1)

番号	業種	施設の名称
1	木材薬品処理業、合板製造業及びパーティクルボード製造業以外の木材又は木製品の製造業(家具製造業を除く。)	木材はり合わせ施設
2	紙加工品製造業	紙はり合わせ施設
3	出版業及び印刷業	印刷版洗浄施設
4	出版業及び印刷業	印刷版研磨施設
5	出版業及び印刷業	めっき施設
6	バッテリー解体業	廃液処理施設
7	自動車整備業	車両洗浄施設(自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。)の用に供する洗浄施設で屋内作業場の総面積が800平方メートル以上の事業場に係るもの及び自動式車両洗浄施設を除く。)
8	自動車整備業	シアンを使用する板金施設

(2) 事業者の義務

特定施設等を設置し、工場・事業場から排出水を排出し、又は地下浸透水を地下に浸透させる事業者には次の義務が課せられます。

- ① 特定施設の設置時等の届出(第9条、第10条、第11条、第14条)
- ② 排水基準の遵守(第15条)
- ③ 特定地下浸透水の浸透の制限(第17条)

④ 排水水及び地下浸透水の汚染状態の測定等（第 20 条）

排水水を排出する者及び地下浸透水を浸透させる者は、排水水又は地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しなければなりません。

なお、条例において測定頻度の定めはありませんが、測定頻度の考え方については、「第 1 章、I、(3)、⑤、(ア) (p. 16～17)」を参考にしてください。

また、測定項目、測定時期、測定方法、測定結果の記録及び記録の保存については、「第 1 章、I、(3)、⑤ (p. 16～18)」を参照してください。

⑤ 事故時の措置等（第 40 条第 2 項）

特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、当該水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急措置を講じなければいけません。また、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を管轄する保健福祉事務所に届け出なければなりません。（「第 1 章、I、(3)、⑨ (p. 18～21)」参照。）

II 特定施設等設置等の届出

(1) 届出の義務

工場又は事業場に特定施設等を設置するときや特定施設等の構造や排水処理の方法等を変更するとき等に、下表に示す各種の届出をしなければなりません。

なお、下水道に接続している事業場であっても、冷却水や雨水等が公共用水域に排出されている場合は、特定事業場にあたるため条例に基づく届出が必要です。

表 2-2-1 特定施設等に関する届出の種類一覧

届出の種類	届出を必要とする場合	根拠条文	届出事項	届出の時期
設置届	特定施設を設置しようとする場合	条例第9条	①氏名、名称、住所、法人にあつては代表者の氏名 ②工場・事業場の名称・所在地 ③特定施設の種類、構造、使用の方法 ④汚水等の処理の方法 ⑤その他規則で定める事項 (1) 工場又は事業場の付近の見取図 (2) 工場又は事業場の建物の配置図 (3) 特定施設及び汚水等処理施設の設置場所を示す図面 (4) 特定施設の配置図 (5) 特定施設に係る汚水等の量等に関する説明書 (6) 排出水を排出し又は地下浸透水を浸透させる場合は、排出水又は地下浸透水に係る用水及び排水の系統を説明する書類	工事着手予定日の60日前まで
使用届	特定施設が追加指定された場合(既存の施設が特定施設となった場合)	条例第10条	設置届と同じ	特定施設となった日から30日以内
構造等変更届	特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、用水及び排水の系統を変更する場合	条例第11条第1項	設置届と同じ(変更前・後を対比させること)	工事着手予定日の60日前まで
氏名等変更届	氏名、名称、所在地(住居表示)等を変更した場合	条例第11条第2項	変更のあつた事項	変更した日から30日以内
使用廃止届	特定施設の使用を廃止した場合	条例第11条第2項	廃止した特定施設の種類、廃止年月日等	廃止した日から30日以内

承 継 届	特定施設を譲り受け、借り受けた場合、または相続、合併、分割等があった場合	条例第 14 条	承継した施設の種類、承継年月日等	承継があった日から 30 日以内
-------	--------------------------------------	----------	------------------	------------------

※個々のケースの判断は、「第 1 章、Ⅱ、(1) (p. 22~24)」を参照ください。

(2) 届出の方法

届出の方法については、以下に示す他は、「第 1 章、Ⅱ、(2) (p. 24~27)」を参照ください。「第 1 章、Ⅱ、(4) 記入例 (p. 29~58)」も参考にしてください。

表 2-2-2 提出書類一覧 (チェック表)

◎：必須 ○：必要に応じて添付 —：不要

項 目		設 置	使 用	構造変更
別紙 5	汚水等に係る特定施設の構造	◎	◎	○
別紙 6	汚水等に係る特定施設の使用の方法	◎	◎	○
別紙 7	汚水等の処理の方法	◎	◎	○
別紙 7-1	用水及び排水の系統	◎	◎	○
別紙 7-2	地下浸透水の浸透方法	○	○	○
別紙 7-3	排出水の汚染状態及び量	◎	◎	○
添 付 書 類	工場又は事業場の周辺の見取り図	◎	◎	○
	工場又は事業場の敷地内の配置図	◎	◎	○
	特定施設の構造概要図	◎	◎	○
	汚水処理施設の構造概要図	◎	◎	○
	操業の系統の概要図	◎	◎	○
	汚水等の処理の系統図	◎	◎	○
	汚水等の集水及び導水の方法	◎	◎	○
実施制限期間短縮願		○	—	○

表 2-2-3 届出の提出先

事業場所在地	届出窓口並びにお問い合わせ先
多久市、小城市、 神埼市、吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課 (☎ : 0952-30-1907) 〒849-8585 佐賀市八丁畷町 1-20
鳥栖市、基山町、上峰町 みやき町	鳥栖保健福祉事務所 環境保全課 (☎ : 0942-83-6820) 〒841-0051 鳥栖市元町 1234-1
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所 環境保全課 (☎ : 0955-73-1179) 〒847-0012 唐津市大名小路 3-1
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所 環境保全課 (☎ : 0955-23-5188) 〒848-0041 伊万里市新天町 122-4
武雄市、鹿島市、嬉野市 大町町、江北町、白石町 太良町	杵藤保健福祉事務所 環境保全課 (☎ : 0954-23-3506) 〒843-0023 武雄市武雄町昭和 265

※ 佐賀市に設置される特定施設の届出窓口並びにお問い合わせ先は、本表に関わらず、R4年4月より佐賀市環境部環境保全課 (☎ : 0952-30-2436 〒849-0917 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2563-1) となっています。

※ お問い合わせのみ、「佐賀県県民環境部 有明海再生・環境課 (生活環境担当 ☎ : 0952-25-7774 〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59)」でもお受けいたします。

(3) 届出等に係る罰則等

届出義務違反、その他命令違反等には、下表の罰則が適用される場合があります。

表 2-2-4 届出等に係る罰則

適用	罰則	
計画変更命令、改善命令、使用停止命令に違反した場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	第95条
地下水の水質の浄化に係る措置命令等に違反した場合		
排水基準に違反した場合	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(過失:3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金)	第97条
事故時の応急措置命令に違反した場合		
特定施設の設置届出、構造等変更届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金	第98条

特定施設の使用届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	3万円以下の罰金	第103条
工事の実施制限に違反した場合		
報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は立ち入り検査を拒み妨げ忌避した場合		
氏名等の変更届、施設の廃止届、承継届をせず、又は虚偽の届出をした場合	5万円以下の過料	第105条

Ⅲ 排水基準等

(1) 排水水質に係る規制

条例に基づく排水規制の概要は、表 2-3-1 (p. 79)のとおりです。

表 1-3-2 (p. 59~60)、表 2-3-2 (p. 79~80)に掲げる排水基準等は、「検定方法」により検定した場合における検出値によるものです。

表 2-3-1 条例に基づく排水規制の概要

区 分		説 明
条 例	有害物質に係る排水基準 (28 物質) (表 1-3-2)	条例に基づくすべての特定事業場に適用されます。
	生活環境に係る排水基準 (15 項目) (表 2-3-2)	BOD又はCOD及びSSについては、条例に基づく特定事業場のうち、一日の平均的な排水量が 20 m ³ /日以上のものに適用されます。 その他の項目については、条例に基づく特定事業場のうち、一日の平均的な排水量が 50 m ³ /日以上のものに適用されます。

表 2-3-2-1 生活環境に係る排水基準 (BOD又はCOD、SS)

単位 : mg/L () 内は日間平均値

区 分	工場又は事業場の種類		BOD又はCOD	SS
既 設	下水道整備地域に所在する工場又は事業場		30 (20)	100 (70)
	下水道整備地域以 外の地域に所在す る工場又は事業場	排水量 500 m ³ 以上	60 (40)	70 (50)
		排水量 500 m ³ 未満、50 m ³ 以上	90 (70)	100 (70)
		排水量 50 m ³ 未満	160 (120)	200 (150)
新 設	下水道整備地域に所在する工場又は事業場		30 (20)	100 (70)
	下水道整備地域以 外の地域に所在す る工場又は事業場	排水量 2,000 m ³ 以上	30 (20)	70 (50)
		排水量 2,000 m ³ 未満、500 m ³ 以 上	50 (30)	70 (50)
		排水量 500 m ³ 未満	80 (60)	100 (70)

備考

1. 「既設」とは、昭和 52 年 9 月 30 日において既に特定施設が設置 (着工を含む) されている工場又は事業場を、「新設」とは、昭和 52 年 10 月 1 日以後において特定施

設が新たに設置された工場又は事業場を表す。

2. 「下水道整備地域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域（下水道の供用開始を公示された区域）をいう。
3. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
4. BODについての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、CODについての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

表 2-3-2-2 生活環境に係る排水基準（その他の項目）

単位：mg/L

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外への排出 5.8～8.6
	海域への排出 5.0～9.0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L
〃（動植物油脂類含有量）	30 〃
フェノール類含有量	5 〃
銅含有量	3 〃
亜鉛含有量	2 〃
溶解性鉄含有量	10 〃
溶解性マンガン含有量	10 〃
クロム含有量	2 〃
大腸菌群数 （R7.4.1以降、大腸菌数）	日間平均 3,000個/cm ³ （R7.4.1以降、日間平均800CFU/mL）
窒素含有量	120（日間平均60）mg/L
磷含有量	16（日間平均 8）mg/L

備考

1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。（以下同じ。）
2. この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m³以上である特定事業場に係る排出水について適用する。
3. 窒素含有量又は磷含有量についての排水基準は、窒素又は磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下

同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用するので、「第1章、Ⅲ、(2) (p. 65～66) を参照すること。

(2) 地下水水質に係る規制

① 特定地下浸透水の浸透の制限

特定事業場においては、有害物質を含む地下浸透水の地下への浸透を禁止されています。

なお、「有害物質を含む」とは、当該地下浸透水を検定方法により検定した場合において、有害物質が表 1-3-10 (p. 70～71) 中欄に掲げる濃度 (検出下限値) 以上であることをいいます。

② 地下水の水質の浄化に係る措置命令等

特定事業場において、有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、地下水の水質の浄化のための措置を命ずることがあります。

この場合、有害物質に係る地下水の浄化基準(表 1-3-10 (p. 70～71) 右欄)を超える地下水汚染に関して、地下水に含まれる有害物質の量が浄化基準以下になるように措置を講じなければいけません。